

別紙1

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令	改正府令
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則	財務諸表等規則
連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則	連結財務諸表規則
中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則	中間財務諸表等規則
四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則	四半期財務諸表等規則
企業内容等の開示に関する内閣府令	企業内容等開示府令
改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則	新財務諸表等規則
改正後の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則	新連結財務諸表規則
改正後の中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則	新中間財務諸表等規則
改正後の中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則	新中間連結財務諸表規則
改正後の四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則	新四半期財務諸表等規則
「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について	財務諸表等規則ガイドライン
「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について	連結財務諸表規則ガイドライン
改正後の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について	新財務諸表等規則ガイドライン

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	財務諸表等規則	
	第8条第3項から第6項まで(定義)	
1	「連結財務諸表に関する会計基準」、「持分法に関する会計基準」の公表により、親会社、子会社、関連会社等の定義の「会社等」という部分が「企業」に変更されている。当該変更に合わせて財務諸表等規則も「会社等」となっている部分を「企業」に置き換えるべきである。	「会社等」の用語については、財務諸表等規則第8条第3項において定義され、当該用語に派生する「親会社」、「子会社」等の用語は既に広く定着しております。他方、「企業」についても財務諸表等規則第8条第6項第4号において定義されていますので、相互間に紛れは無く、特に問題はないものと考えております。
	第8条の29(セグメント情報等の注記)	
2	セグメント情報等の注記規定が、連結財務諸表規則では、追加情報の次であり、財務諸表等規則では、企業結合の後となっており、財務諸表等規則と連結財務諸表規則で異なっている。企業結合でセグメントに関する言及があることから、財務諸表等規則を連結財務諸表規則に合わせ、追加情報の次にセグメント情報等の注記を規定すべきである。	法技術的な観点から、このような条文の並びとしています。なお、財務諸表等規則等における条文の位置(前後関係)は必ずしも注記事項を記載すべき順番を示すものではありません(財務諸表等規則第9条参照)。
3	「事業を構成する一定の単位」を報告セグメント	ご指摘の趣旨を踏まえ、修正いたします。

	<p>としているが、報告セグメントは、「企業を構成する一定の単位」であることから、改正案の「(以下「報告セグメント」という。)」を削除すべきである。そして、別途「なお、報告セグメントとは、セグメント情報として注記の対象となる企業を構成する一定の単位である。」といった記載をすべきである。</p> <p>また、事業セグメントの説明は、「事業を構成する単位」を「企業を構成する単位」とすべきである。</p>	
4	<p>セグメント情報等の会計基準と用語を統一するために、「金額の算定方法」は「金額の測定方法」とすべきである。</p>	<p>法技術的な観点から「算定方法」としてはありますが、この「算定方法」は、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」にいう「測定方法」と同義です。</p>
第8条の30(賃貸等不動産に関する注記)		
5	<p>「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」の適用指針を踏まえ、自社利用部分と賃貸部分で構成される不動産について、賃貸部分の時価又は損益を把握することが困難な場合は、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産を区分しないことができる旨、及びこの場合には、その旨と当該不動産について新財務諸表等規則第8条の30第1項各号の注記事項を他の賃貸等不動産とは別に記載する旨を規定すべきである。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、物品の製造や販売、サービスの提供、経営管理に使用されている部分と賃貸等不動産として使用される部分で構成される不動産について、賃貸等不動産として使用される部分の時価又は損益を実務上把握することが困難である場合には、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産を区分せず、当該不動産全体を注記の対象とすることができること、並びに当該不動産全体を注記の対象とした場合には、その旨及び当該不動産全体について新財務諸表等規則第8条の30第1項各号に掲げる事項を他の賃貸等不動産とは別に記載することを新財務諸表等規則ガイドライン8の30等により明確化することとしました。</p>
様式第2号～第4号(セグメント情報等)		
6	<p>セグメント情報等の注記は、従来、セグメント情報の開示基準として定められていたが、会計基準として整備がなされたことや、改正案の記載上の注意は附属明細表等の他の様式と比べて分量も多く読み取りづらくなっていることから、セグメント情報等の注記のうち、必須事項は財務諸表等規則の本文、その他の留意点はガイドラインに取り込むべきである。</p>	<p>セグメント情報等の注記については、法技術的な観点から、このような形式により規定しています。様式の記載上の注意で記載しているような内容を条文形式で規定した場合は冗長なものとなります。一方、その内容には具体的な手続規定を含んでいることから財務諸表等規則ガイドライン等において、留意事項として記載することには馴染まないと考えられます。</p>
7	<p>新財務諸表等規則様式第2号【セグメント情報】の「報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報」の開示様式は1種類(「各セグメント」、「その他」、「合計」)しか示されていないが、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」の適用指針の開示例のように、「各セグメント」、「その他」、「調整額」、「財務諸表計上額」を記載した様式も示すべきである。</p>	<p>様式第2号記載上の注意10.ただし書において、「差異調整に関する事項については、『3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報』に係る注記事項と併せて記載することができる」と定めており、ご指摘のような様式により作成することも可能であることは明らかなものと考えています。</p>
8	<p>「セグメント情報等の開示に関する会計基準」では、量的な重要性が変化したことにより、報告セグメントとして開示する事業セグメントの範囲を変更する場合であっても、前年度のセグメント情報を、当年度のセグメントの区分により作り直したものと比較して開示することもできるとされていること、記載上の注意7.(1)と(2)は共に報告セグメントの区分方法を変更した場合に前年度のセグメント情報を</p>	<p>「セグメント情報等の開示に関する会計基準」の結論の背景では、ご指摘のような場合における「セグメント情報に与える影響」の開示について、「前年度のセグメント情報を、当年度の報告セグメントの区分により作り直したものと比較して開示することも考えられる」と記載されているものと承知しており、新財務諸表等規則等においても、この会計基準と考え方を異にするものではありません。</p>

	<p>作り直したものを開示することを認めていることから、同じ情報を開示した方が、財務諸表利用者にとって有用と考えられる。</p> <p>こうしたことから、量的基準により、報告セグメントが変更となった場合も、様式第2号記載上の注意7.(2)の組織構造の変更等の事由により報告セグメントの区分方法を変更した場合と同様、前事業年度のセグメント情報を当該事業年度の区分方法により作成した情報等を注記できる旨を規定することが望ましい。</p>	
9	<p>様式第2号記載上の注意 10.(5)の「報告セグメントごとの金額を記載しているその他の項目…の項目ごとの合計額と当該項目に相当する科目ごとの財務諸表計上額」の下線部分は削除しても規定の意味は変わらないため、削るべきである。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、修正いたします。</p>
10	<p>「セグメント情報等の開示に関する会計基準」の適用指針では、同一の企業集団に属する顧客への売上高を集約している場合には、その売上高を注記することが望ましいとされていることから、様式第3号記載上の注意に、同一の企業集団に属する顧客への売上高を集約している場合には、その集約していた売上高を記載することができる旨、追加すべきである。</p>	<p>会計基準(適用指針を含む)の内容を踏まえ、修正いたします。</p>
11	<p>金額が重要でなければ、負ののれん発生益を営業外収益として計上することが考えられることから、様式第4号では「特別利益として計上している負ののれん」としているが、「原則として特別利益」とすべきである。</p>	<p>ご指摘の記載上の注意については、重要な負ののれん発生益を認識した場合にその要因となった事象の概要を報告セグメントごとに記載するように修正いたします。</p>
連結財務諸表規則		
第5条第2項(連結の範囲)		
12	<p>改正前の連結財務諸表規則では「子会社のうち、その資産、売上高等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しいものは、連結の範囲から除くことができる」とされていたが、「連結財務諸表に関する会計基準」の公表により、「合理的な判断」の要素として「財政状態及び経営成績」に「キャッシュ・フローの状況」が追加されることとなった。しかし、その前提として考慮されるのは、「その資産、売上高等」であり、「キャッシュ・フロー」が追加されたと考えられないことから、連結の範囲の決定に当たり、判断基準に「キャッシュ・フロー」を追加すべきではない。</p> <p>仮に連結の範囲に係る重要性の基準に「キャッシュ・フロー」を加えるのであれば、ある程度具体的な判断基準を示す必要があると考える。</p>	<p>「キャッシュ・フローの状況」に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいかどうかを判断するに当たっては、資産や売上高のみならず、キャッシュ・フローも考慮する必要があると考えられ、従来もこうした観点を踏まえた実務が行われてきたものと思われます。今回の改正は、「連結財務諸表に関する会計基準」が公表されたことに伴い、その点を明確化したものです。なお、キャッシュ・フローを考慮する具体的な方法については、これまでの実務も踏まえつつ、実態に即した実質的な判断が必要と考えられます。</p> <p>また、重要性の判断要素は資産、売上高、損益、利益剰余金、キャッシュ・フローに限定されるものではないと考えられることから、「その他の項目」を追加し、例示であることが明らかとなるよう修正しました。</p>
様式第1号(セグメント情報)		
13	<p>マネジメント・アプローチによる開示の趣旨を踏まえると、報告セグメントの切り分けだけでなく、報告する金額の単位についても企業の最高経営意思決定機関が意思決定する際の金額単位で開示すべきである。</p>	<p>新連結財務諸表規則第15条の2第1項第2号に掲げる項目の金額については、最高経営意思決定機関に提供される情報に基づいて開示することが必要ですが、その金額単位を同一にすることを求めているものではありません。当該項目の</p>

	このため、新連結財務諸表規則様式第1号の記載上の注意に、「金額単位は、最高経営意思決定機関に提供される金額単位とする。」という文言を追加してほしい(新財務諸表等規則、新中間財務諸表等規則、新中間連結財務諸表規則等の様式についても同じ)。	金額の開示については、連結財務諸表に表示される科目の金額単位と同じ金額単位、すなわち百万円単位又は千円単位で記載することが求められます(連結財務諸表規則第16条の2参照)。
	中間財務諸表等規則	
14	第5条の21(賃貸等不動産に関する注記)等	
	<p>有価証券等の金融商品と比較し、不動産鑑定評価による賃貸等不動産の時価の算定には時間とコストを要すること、注記対象となる賃貸等不動産のうち、重要性の乏しいものは公示価格等容易に入手できる評価額や指標に基づく価額を時価とみなすことができるが、当該評価額等は年1回しか開示されないこと、及び中間財務諸表の提出会社には非上場会社が多く含まれることから、中間財務諸表における賃貸等不動産の時価の注記は、四半期財務諸表と同様、中間会計期間において著しい変動が認められる場合のみとすべきである。</p> <p>なお、銀行等も中間財務諸表を作成するが、銀行において賃貸等不動産は主要な資産ではないと考えられること、著しい増減があった場合には第1、第3四半期の四半期財務諸表で開示されていることから、中間財務諸表においても著しい変動がある場合のみ、賃貸等不動産の時価を注記すべきと考える。</p>	ご指摘を踏まえ、中間財務諸表等における賃貸等不動産の時価等に関する注記は、事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することにより、注記を省略することができるよう修正いたします。
	四半期財務諸表等規則	
	第16条(逆取得となる企業結合が行われた場合の注記)	
15	「影響額」の内容を規定しないと会社によって判断が異なることとなるため、新財務諸表等規則第8条の18第2項及び第8条の21第2項のように「影響額」が何を表すものなのか規定すべきである。	新四半期財務諸表等規則第16条第1項により注記が求められるのは「影響の概算額」であり、迅速な開示が求められる四半期特有の状況も考慮し、概算の方法を一律に規定することはしておりません。ご指摘のように新財務諸表等規則第8条の18第2項等において規定されている「影響額」に準じて「影響の概算額」を算定するのも合理的な方法の一つと考えられます。
	第22条の3第6項(セグメント情報等の注記)	
16	第22条の3第2項等他の部分はすべて「報告セグメントの概要」となっていることから、「報告セグメントごとの内容」は「報告セグメントごとの概要」とすべきである。	ご指摘の趣旨も踏まえ、修正いたします。
	企業内容等開示府令	
	第19条第2項第12号、第19号(臨時報告書の記載内容)	
17	「財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象」から「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象」に改正することであるが、臨時報告書の提出要件、開示内容に変更があるものではなく、当該事象により、キャッシュ・フローの状況にも影響が生じうることを規定上明らかにしたのみと捉えてよいか。	貴見のとおりです。

	第4号の3様式	
18	<p>企業内容等開示府令第4号の3様式について、特定事業会社の「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの分析」は、監査人の監査・レビュー対象となっている四半期連結累計期間を分析対象とすべきである。</p>	<p>改正条文に関するものではありませんが、貴重なご意見として承ります。</p>
	改正府令附則	
19	<p>財務諸表等規則第8条の3の規定をそのまま適用すると、「企業結合に関する会計基準」の適用初年度において会計方針の変更による影響額の記載を不要とした同会計基準の規定を用いることができないと考えられる。</p> <p>したがって、同会計基準の適用初年度においては当該記載が不要である旨の経過措置を附則に規定すべきである。</p>	<p>「企業結合に関する会計基準」に係る改正規定の適用初年度における影響額の記載(当該改正規定に係るものに限る。)を不要とする旨については、改正府令の附則として規定します(附則第2条第2項等)。ただし、影響額の記載が必要な事項(連結子会社の資産及び負債の評価方法に係るもの)もありますので、内容をご確認下さい。</p>
	財務諸表等規則ガイドライン	
	8の27-5	
20	<p>今回の改正に合わせ、「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況」に修正すべきである。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、修正いたします。</p>
	56	
21	<p>例示されている人員の配置転換、割増退職金、訴訟案件等に係る偶発債務等は、「特定の事象」と考えられることから、「特定の事業」を「特定の事象」に修正すべきである。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、修正いたします。</p>
	連結財務諸表規則ガイドライン	
22	<p>連結財務諸表規則第41条は企業結合に係る特定勘定の注記について財務諸表等規則第56条の規定を準用していることから、これに係る新財務諸表等規則ガイドラインを準用する連結財務諸表規則ガイドラインの規定を追加すべきである。</p>	<p>連結財務諸表規則第41条は財務諸表等規則第56条の準用規定であることから、連結財務諸表規則第41条にいう「特定勘定」が財務諸表等規則第56条に規定する「特定勘定」と同義であることについては、誤解が生じるおそれがなく、特段の留意事項を規定する必要はないと考えております。</p>